

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年10月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	藤原正夫君		清水正二君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	内藤久歳君		名取國士君

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	花形保彦君	福祉健康部長	笹本嘉朝君
環境課長	長田治君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	環境保全係長	丸山英資君
生活環境係長	鷹野久君	障がい福祉係長	斉藤一己君
児童係長	小宮山正美君	保育係長	長田裕二君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	小澤明
書記	石原大助		

審査内容

- 1 市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験について
- 2 (仮称) 甲斐市バイオマス資源化センター建設工事について
- 3 (仮称) 竜王リサイクルステーション設置施設について
- 4 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の概要について
- 5 甲斐市心身障害者(児)福祉手当について
- 6 公立保育園への指定管理者制度の導入について
- 7 敷島保育園・敷島子育てひろば外構工事について
- 8 竜王西・北保育園建替え実施設計について
- 9 その他

開会 午後 1時27分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

最初に、1、市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験について、担当より説明をお願いします。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 改めまして、こんにちは。環境課、長田でございます。よろしくお願いたします。

8月の厚生環境常任委員会でご説明させていただきました環境課の今年度の特徴的な事業としまして、屋根貸与による太陽光発電の社会実験、また、バイオマス資源化センター、竜王リサイクルステーション事業の3事業につきましては、それぞれ協定締結、施設建設工事の発注の段階となりましたので、再度ご理解をいただきたくご説明をさせていただきます。

最初に、資料の1ページをごらんください。

市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験についてでございますが、まことに申しわけありません。1点訂正をお願いいたします。

1、屋根貸与の協定内容についての（3）協定期間中、「協定期間は、平成25年12月1日～平成45年11月30日（20年間）」という記載がございますが、「協定期間は、平成25年11月～平成45年10月予定（20年間）」というふうに訂正をお願いいたします。

〔「日はいれなくていいの」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（長田 治君） はい。日付はまた申し上げます。

「協定期間は、平成25年11月～平成45年10月予定（20年間）」というふうにご訂正をお願いいたします。よろしくお願いたします。

[発言する者あり]

○環境課長（長田 治君） 資料の1ページでございます。

1の屋根貸与の協定内容につきまして、(3)の協定期間中2行目ですが、「協定期間は、平成25年12月1日云々と記載がございますが、正しくは、「協定期間は、平成25年11月～平成45年10月予定(20年間)」というふうにご訂正をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、1ページにつきましてご説明をさせていただきます。

この件につきまして、主な趣旨につきましては、2にあります協定締結における重要事項がポイントでございますことを申し上げまして、1の屋根貸与の協定内容から順次ご説明いたします。

(1)協定の相手方は、山梨県クリーンエネルギー推進機構株式会社で、(2)としまして対象施設であります。竜王図書館と双葉体育館です。出力と使用面積が具体化してまいりまして、従前、出力45キロワット、貸与面積500平米でご説明させていただきましたが、両施設とも49.75キロワットの出力、貸与面積につきましては、竜王図書館が644平米、双葉体育館が720平米との内容で固まってまいりました。

協定締結を今月中には予定しまして、協定期間は20年間とし、本年11月の協定日から平成45年10月中までの協定期間となります。

賃貸料の年間平米当たり200円は、(4)のとおり、既にご説明申し上げております使用料金でございます。

2の協定締結における重要事項についてでございます。

5項目につきまして触れさせていただいております。

(1)の市有施設の構造上の安全性につきましては、建築竣工時の構造計算書をもとに発電設備を含めた荷重を掲載し、事業者には適合である書面の提出をしていただきます。

(2)の発電設備、屋根の保守、保全につきましては、特に雨漏りについて、事業者の責任を明記いたします。

(3)の発電量の報告及び公表につきましては、本事業の背景として、地球温暖化防止、再生可能エネルギーの普及拡大に資する目的がありますので、発電量等につきましてのご報告をいただきまして、必要に応じて公表できる形にしたいと存じます。

(4)の災害時の電力利用につきましては、災害時に無償で利用できることを確認したいと存じます。

(5) としまして、協定の相手方が事業継続できない場合、経営破綻等の場合についてでございますが、このような状況となった場合には、協定の解除や設備の所有権の確保など、法的に対応できる条項を設けてまいりたいと考えております。また、設備の破損等による事業停止に備えまして、保険加入の義務づけを図ってまいりたいと考えております。

これ以外にも多数の諸事項についての内容がありますが、先進事例も参考にして協定を締結してまいります。

3の今後のスケジュールとしまして、今月中に山梨県クリーンエネルギー推進機構株式会社と協定を締結しまして、設計協議、東電との協議を進めまして、来月には工事着工、来年2月には施設の完成と検査を行いまして、最終的には東電の検査を済ませまして、売電という運びになります。

使用料につきましては、年度単位に納めていただきたいというふうに考えております。

2ページをお願いいたします。

上のほうに項目別の内容がございますが、下のほうの図面の関係につきましては、屋根の利用イメージとしてご提示をさせていただきました。上の図面が竜王図書館で、右のほうが北側になりますが、太枠の中の部分、644平米に太陽光パネルを設置することになります。下の図面が双葉体育館で、下のほうが南側になります。図面中左下の図が屋根を示しておりますが、屋根の南側面に720平米に設置することになります。

以上、市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験についてのご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 前回の説明のときに、大体年間賃貸料ですか、680万円というお話がありましたけれども、それは変わらないですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 面積が具体化してまいりましたので、従前説明している金額が年間20万円ということでご説明をさせていただきました。面積の644平米、720平米に対します年間の使用料は20万円と説明していたところ27万2,800円となります。トータルで545万6,000円ほどになります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは両方、竜王図書館も双葉図書館も同じ金額、平米が違うから当然違って来るわけですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 平米についての単価は、従前ご説明しておりますとおり、平米当たり200円ということで、1の（4）の賃貸料は従前と変わりません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 前回のときの貸与の面積ですけれども、500という予定で説明を受けていたわけですが、今回644と720ということで面積が大分ふえましたよね。この辺のところについては、面積がふえると目方も乗っかるということで、重くなるというふうなことで、そういった部分の問題はないのか。その辺はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） その面につきましては、2の協定事項の重要事項の（1）のところでご説明いたしましたとおり、荷重計算の上、問題のないような対応をとりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） （3）のところですね、協定締結における重要事項の（3）、必要に応じては公表できると書いてありますよね。必要に応じてはということじゃなくて、これ普及拡大からも市に報告させるというような意味合いであれば、必要に応じてなくて公表

しなくてはうまくないんじゃないでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 使用貸借の中で、事業として事業主が太陽光発電の事業を行っておりますので、基本的には、先ほど申しましたとおり、再生可能エネルギーの利用に資するようなデータをいただきたいわけですが、全てが公開できるとはまたちょっと考えにくい部分もありますので、慎重を期して、必要に応じて。基本的には、各種データはいただきたいと思っております。ただ、一般に公開するという内容がその事業の全体が公開できるものかどうか、ちょっと判断しかねる部分がありますので、このような記載とさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） だからね、それはそういうこともあり得るんだろうけれども。ただ、こういうものを、再生可能エネルギーを普及とか拡大していく意味合いから言えば、やっぱり公表は積極的にしていかななくてはまずいんじゃないですかということなんですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 大きな方向づけとしては、大方のデータはいただきたいと思っておりますというところはお含みいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で市有施設の屋根貸与による太陽光発電普及事業の社会実験についてを終了いたします。

次に、（２）（仮称）甲斐市バイオマス資源化センター建設工事について、担当よりご説明をお願いします。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、引き続き資料の３ページをお開きください。

（仮称）甲斐市バイオマス資源化センター建設工事についてご説明をさせていただきます。

この件の主な趣旨は、５のスケジュールについてと、また後ほど図面をごらん願いますが、施設の建設位置についてがポイントでございます。

それでは、順次、1の起業地・建屋建設場所から申し上げます。

既に前回御説明いたしましたとおり、起業地は西八幡3170番15で、玉幡中学校北側、健康増進課が管理しております駐車場でございます。駐車場の面積は2,187.93平米でございます。

2の建築及び施設内容につきましては、建築面積が87.71平米、シャッター開閉式の5連プレハブ倉庫を建てまして、中に生ごみ処理機、液肥貯蔵槽、トイレ、手洗い場、パネル展示場所等を設置してまいります。

3の25年度事業費につきましては、総額で1,654万9,000円、設計・建屋工事費等ございまして、当初予算の同額となっております。

4の液肥化、堆肥化事業の取り組みといたしまして、本施設の主要装置としまして、生ごみの液肥化装置を設置いたしますが、②にありますとおり、今後の事業に枠組みとしましては、双葉学校給食センターの堆肥化物、剪定枝のチップの堆肥化も見込んでおります。

5の今後のスケジュールでございますが、今月、建屋工事等の入札を行いまして、生ごみ装置導入についての入札業務を進めながら、11月に建屋工事に着手しまして、12月に建屋を完成させ、装置の設置工事を行いまして、年度末までに試運転を行いながら、来年度以降事業の本格稼働段階に進めてまいりたいと考えております。

4ページをお開きください。

この図面につきましては、既にご提示しているものでございまして、この図にあります5連のプレハブ倉庫型の建屋を、内部配置につきましては4ページの上のほうの説明図にあります配置を参考にいただきまして、このような施設を5ページにありますとおり、5ページは左のほうに玉幡中学校北側の駐車場をあらわしたものでございますが、敷地内の北側寄りの位置に、図面の上部にありますような長四角の位置をあらわしておりますけれども、そこが建屋の建設場所でございます。この位置に建設するというご理解をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

プレハブ倉庫ということで、特徴的な図面ではありませんが、設計図面ということで、横幅が約15メートル24センチ、奥行き5メートル79センチで、左側の方面が西側になります。西の隅にトイレ、手洗い場を設けまして、4ページの配置の形で利用してまいりたいと考えております。

以上（仮称）甲斐市バイオマス資源化センターの建設工事の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） この建物は建築確認は要らないのでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 建築確認は必要でございます。ただいま設計中でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） そうすると、この25年度事業、設計というふうに入っていますね、1番に。1,389万円。その設計委託はどうなっているのでしょうか。確認をとるには設計委託をしたということじゃないのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○環境保全係長（丸山英資君） 3番の平成25年度事業費につきましては、年度予算を示しておりますので、この中には現在行っている設計費用は含まれております。

設計の内容につきましては、地域が市街化調整区域ですので、開発の証明、また、今現在、建築確認申請の手続を踏まえているところであります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この図を見ますと、トイレとか手洗い場とかありますね。それで、ここは持ってきた後、どんなふうな工程でこの作業を行うのか。作業員がここずっと常時、常駐するのか。そういったことの説明をちょっといいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 装置を設置いたしまして、作業員が今のところはかなり常駐する形になると思いますが、その装置の使用によりまして、メーカーによっていろいろな操作方法がございますので、場合によってはそんなに時間がかからない、いる必要がない場合もありますが、今のところ作業員が常駐するような想定はしております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、24時間ステーションなんかもそうなんです、やっぱり普通のときは構わないんですが、例えば冬場とかですね、かなり寒くなって、常駐となりますと。そういったことも一応考えてはいるんでしょうか。何かこれを見て、その辺のところがよくわからないので。大丈夫なのかな、トイレはあるようなんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○環境保全係長（丸山英資君） バイオ資源化センターの工程としましては、今現在考えているのが学校施設等の給食の残渣です。給食から出る調理前の要するに野菜くず、また食事が終わってからの残渣をまず回収します。その回収してきたものですから、給食が終わってからです、午後になると考えております。その回収してきたバケツを生ごみ処理機の中に投入してバケツを洗浄するという部分ですので、一応夏場については開放的になりますし、冬場については風も考えられますので、シャッターで閉鎖するという、一応システムになっております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 時間的にはどのぐらいなんですかね、1回のあれが。その使った後の清掃とか何か、そういうのは必要ないということなんですかね。そのままなんですか、使いっぱなし。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○環境保全係長（丸山英資君） 工程につきましては、学校の栄養士とも協議をさせてもらっているんですけども、大体バケツで2杯程度、1校から出るような少ない残渣です。一応今現在考えているのが、小・中学校を考えていますので、作業的にはそのバケツを投入したら、ホースで洗浄する程度の工程ですので。重立った極端に何か機械を使って清掃とか、そういう作業は考えておりません。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 先ほどの説明の中で、選定する生ごみ処理機の機械によっていろいろシステムが違うという話がありましたけれども、この11月に予定されている業者の決定の入札ですか、これは、その機械の内容とかシステムとかでいろいろ大きな違いがあると思

うんですけれども、単純に金額での入札ということになるのでしょうか。内容的にプレゼンテーションとかしてもらって考えていくという、どういう考えなのかお答え願います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） プロポーザル方式等によりましてプレゼンテーションを行っていただきましての決定してまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、装置によりまして、液肥化といいましてもいろいろな仕様がございます、例えば前ご説明いたしましたアマノパークス敷島店の装置ですと、投入をしまして、それを攪拌しながら処理していく、液肥化していくという装置。それから、ある乳酸菌等を使いながら、そこに投入していくと自然的に処理できるというようないろいろな装置がございます。そのようなことを踏まえながら、前もちょっとお話しさせていただいておりますけれども、においの心配とか、それから当然金額面も示しながら決定してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 4番の、今の関連ですけれども、堆肥化と堆肥化事業の取り組みについてですが、双葉学校の給食センターの生ごみと、あわせてこの剪定枝のチップ、これが加わっているんですが、この剪定枝のチップと従来の、今までの生ごみ処理機との関係ですが、これで十分に対応できるというものをあわせて取り組んでいくということですよ。機械そのものについては問題ないんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） まず、ここのバイオマス資源化センターに設置する装置につきましては、液肥化の装置でございます。この建屋内での装置でつくる液肥化だけでは、またバイオマス資源化センター、それから本来の目的も、もうちょっと全体的な堆肥化活用というような内容の中で考えてみますと、この施設では液肥化をつくるんですけれども、あわせて、せっかく双葉の学校給食センターで固形物としての堆肥化も行っていますので、それから、いろいろと研究をしてみますと、西八幡等でやっていますチップ化したものが堆肥にできるような可能性が出てまいりました。施設としては液肥化を運営していくわけですけれども、

あわせて環境課としましては、そのような固形物の堆肥化、それからチップの堆肥化等も、このセンター事業の一つとして取り組んでまいりたいということでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この施設配置図のイメージ図の中で、要はここに管理室というか、そういうものがちょっと表示していないんだけど、当然人が常駐しないということであれば、そういう部分も必要じゃないかなという形の中で、そういう部屋というか、そういうものをつくっていないと思うんで、その辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 4ページの配置図につきましては、事業を説明するためを主として図面を作成いたしました。当然作業員が常駐、もしくは配置されますので、その方面は具体的にこの中に配置してまいりたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員、どうぞ。

○議員（内藤久歳君） その配置図の関連の中で、ごみ処理サイクル啓発に伴う展示及び施設見学場所というんですけれども、ここについても、結局どういった内容で展示するのかちょっとよくわかりませんが、この建屋のあれを見ると、例えばこれ、シャッターを区切っておくわけですね。そうすると、いつどんな時点で見たいという場合に、どんな形の中でこれを見学できるのか。そしてまた、見学するにはどうして見学させるのかという、その辺の基本的な考え方というのは、この展示をつくるに当たってはどういうふうに考えているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 先ほどもご説明しましたとおり、バイオマス資源化センターという、仮称でございますが、そのような趣旨をいろいろとPR等もしていくために、先ほどの

固形物としての堆肥化、それから剪定枝のチップ等も含めまして、今想定しているものはパネル展示等の内容でございます。

どのような場所にそのようなパネルを設置していくかということは、また具体的に後日検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 25年度の事業費の中の内訳で、1番の設計と建屋工事費及び施設管理運営委託というふうに2口に分かれていますけれども、これ3カ月分の管理委託料というのはどのぐらい見込むということですか。そうすると、年がその4倍かかるということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 積算方法についてはそのとおりでございまして、当初予算の計上につきましてはおよそ30万程度を3カ月分というような内容で、契約等に至りまして5年リース等を考えておりますので、その12カ月分というような算定になります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で（仮称）甲斐市バイオマス資源化センター建設工事についてを終了いたします。

次に、（3）（仮称）竜王リサイクルステーション設置施設について、担当よりご説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、続きまして、資料の7ページをお願いいたします。

（仮称）竜王リサイクルステーションの設置についてご説明いたします。

この件の主な趣旨は、3の今後のスケジュールでございます。順次、1、工事概要から申し上げます。

工事概要につきましては、有価物を収集、収納する建屋として設置するプレハブ倉庫は2カ所ございまして、①に記載のと通りの4連のプレハブ倉庫、面積41.26平米につきまし

ては、竜王庁舎南別館の敷地の外、西側に隣接して建設いたします。

7ページの下の図面で①を付しました濃い網かけの部分がこの4連の設置位置でございます。

②の面積6.2平米の小さいほうは、別館敷地内の南側、図面の②を付しました粗い斜線の四角の部分に設置いたします。

2の設置場所の②に記載いたしましたが、南側の小さい倉庫のほうは①と別発注いたします。敷地の内と外ということで、現地確認の関係でございます。

3の今後のスケジュールでございますが、今月中に4連倉庫の入札を行いまして、それぞれ12月までに施設を完成させ、新年1月からこの場所でリサイクルの収集を始めたいと考えております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

バイオマスの施設と同様、建屋の設計図面ではありますが、プレハブ型の倉庫ということで前面にシャッターがあるというほか特徴的なものはございません。

9ページをごらんいただきまして、図の真ん中にありますけれども、照明器具等も設置してまいります。

この4連の倉庫では、段ボール、新聞、雑誌等を収集します。段ボール、新聞等は重量がありますので、車で接近できますので、利用の際は便利ではないかと考えております。

以上、(仮称)竜王リサイクルステーションの設置についてご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員(保坂芳子君) すみません、これ、工事概要のシッター開閉式というのは、何か特別な、シャッターのことですか。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長(長田 治君) 前面にですね、8ページの図面の格子状のものがシャッターをあらわしております、従前ご説明してありますとおり、この竜王リサイクルステーションにつきましては、時間を設定した中での利用を考えておりますので、7時から7時というような内容の中で、朝はあけ、夜は閉めるというような形を考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それはどなたがするんですか。自動ですか。それとも、誰かに頼むということですか。職員がやるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 敷島、双葉のリサイクルステーションと同様、シルバー人材センターへの委託を考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ②のあれですよね、プレハブがありますよね。これは、②はどういう目的で使うんですか、このプレハブは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 前回ちょっとご説明したような記憶もあるんですが、今、各庁舎、支所で廃食油等を集めている経過がございます。②につきましては、廃食油等も集めたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で（仮称）竜王リサイクルステーション設置施設についてを終了いたします。

次に、（４）甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の概要について、担当よりご説明をお願いします。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、資料の10ページ、11ページをお開きください。

甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、ちょっと順番が違いますけれども、3の主な改正内容に記載しておりますけれども、ご説明させていただきます主な趣旨は、現行のやすらぎ聖苑使用料を増額させていただきたいということが1点でございます。また、2点目としまして、甲斐市以外の住所をお持ちの方で、国民健康保険法等に規定されております住所地特例に鑑みまして、市内の使用料を適用するについて、現在、特別養護老人ホーム入所者ということのみに規定しておりますので、例えば身体障害者施設等に入所の方につきましても適用するについて規定の整備を図りたいということが主な趣旨でございます。

それでは、1の目的及び理由からご説明申し上げます。

1の(1)、(2)の記載は、使用料の増額にかかわるものでありますが、まず(1)としまして、やすらぎ聖苑は平成15年4月に開設されまして、本年度で11年目を迎えております。決算の際、ご説明いたしましたとおり、22年度から24年度に3炉ありますバグフィルターの交換工事を行いました。各年度515万ほどの経費で3年間かけ、合計1,543万5,000円を支出しておりますが、単年で500万を超える修繕工事としては初めてでありました。

今後につきましては、火葬場の開設後10年以上を経たということで、使用設備につきまして、標準使用期間が経過しまして、多額の改修予定が現実のものとなってまいりました。具体的には、3炉あります火葬炉の全てにつきまして、耐火物が装置の中に入っておりますけれども、耐火物の全体積みかえ、また、3炉に1基ずつ設置されております制御装置、また全体を制御する動力盤につきまして、総額約7,000万円と見込まれる改修が必要となっております。

この7,000万円の経費には、通常100万から200万程度見込まれる随時の施設修繕費の経費は含まれておりません。これらの多額の経費支出につきまして、財源の確保を図る必要があると考えております。

次に、(2)としまして、平成24年度決算におきましては547件の火葬を行い、人件費を除いてでございますが、1件当たりの経費を算出いたしますと、約4万8,000円の経費がかかっております。24年度中、547件の利用のうち515件が市内の12歳以上のお亡くなりになられた方でありましたが、現行の1万円の使用料につきましては、人件費を除いた計算では約2割を負担していただいているということになります。人件費を含めると、さらに1件当たりの経費は高額となりまして、先ほどの使用設備の改修も含めた経費に鑑みまして、使用料の増額によりましてご負担をお願いしたいという内容でございます。

(3)の住所地特例につきましては、社会保険制度におきまして、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する、例えば介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置でありまして、施設等を多く抱える市区町村の負担が過大にならないようにするための措置であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に設けられております。

先ほど申し上げましたとおり、現行、特別養護老人ホームの入所者のみ規定しておりますので、介護保険施設、身体障害者支援施設等の入所者も明確に対象とするため、規定の整備を図るものでございます。

これらの改正にかかわります背景といたしまして、見出しの2としまして、利用状況及び他市の状況をご説明させていただきます。

やすらぎ聖苑の火葬件数の推移につきましては、11ページのほうに平成16年から24年度までの状況をご提示させていただきました。

上の表でございますが、年度別利用状況の表におきまして、右隅の列が年度別の火葬数でありまして、平成23年度をごらんいただきますと619件で、ここが最多となっております。ちなみに9年間におけます年度当たりの平均数は537件となります。

利用者別では、最も利用の多い市内12歳以上の方を見ますと、ちょうど全体合計に対しましては9割の利用という状況でございます。

中段の表は、その他の内訳でありまして、こちらのほうは市内の死産児の関係が多い状況であります。

下の表、年度別収支計算は、収支関係をご理解いただくために掲載いたしました。項目で申し上げますと、人件費を含まない管理経費として、②でございますが、③が使用料でありまして、②から③の使用料収入を差し引いた④の差額につきまして、1件当たりの経費として割り出すために、一番上の表に戻りますけれども、一番上の表の右の列、各年度の利用合計件数、①でございますが、この数で④の差額を割りますと、1体あたりのコストのところにご提示してある数字となりまして、一番下の4万8,367円が10ページの1の(1)でご説明いたしました約4万8,000円に該当するものでございます。

このような甲斐市の状況に加え、10ページの2に戻りますけれども、北杜市におかれましては、北の杜聖苑で昨年度条例改正を行いまして、今月の10月1日から使用料を改正した情勢もでございます。

具体的な使用料の改正の案でございますが、12ページをお願いいたします。

左に項目をとっております。

市内、市外の区分にそれぞれ大人、子供、死産児、人体分離、胞衣・産褥物、改葬の区分に対しまして、最初にやすらぎ聖苑の現行使用料をご提示いたしました。次に改正案の内容をお示しいたしました。

市内の大人12歳以上、案としましては1万円を2万円に、子供12歳未満8,000円を1万6,000円に、死産児が3,000円を8,000円に、人体分離5,000円を8,000円に、胞衣・産褥物5,000円を8,000円に改葬8,000円を1万円に。市外につきましては、大人12歳以上5万円を6万円に、子供12歳未満4万円を5万円に、死産児2万円を2万5,000円、人体分離2万円を2万5,000円に、胞衣・産褥物の2万円を2万5,000円、改葬3万円を4万円にという案を考えております。

隣に県内の施設の状況も併記させていただきましたが、ページの下に米印としまして付記いたしましたとおり、網かけにつきましては現行のやすらぎ聖苑使用料より高い使用料でございます。また、網かけ中の太字につきましては、県内の最高額の使用料でございます。

改正案としては、結論的に北杜市の使用料を主に参考にさせていただきながら、北の杜聖苑の現在の使用料等額でございます。

使用料の案の内容につきましては以上でございます。10ページに戻らせていただきます。

3の2につきましては、繰り返しになりますが、住所地特例の整備ということで、介護老人福祉施設のみではなく、老人福祉法、身体障害者福祉法の関係施設も包括的に規定したいということでございます。

4としまして、今後のスケジュールでございますが、12月定例会への提案を予定しております。その前に11月に常任委員会がありますので、再度規定内容をご説明し、来年26年3月までを周知期間とし、4月から施行をお願いいたしますことを予定しております。

以上で甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の概要につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 改正は仕方がないかなと、今の説明を聞いて思うんですが、その改正の時期ですけれども、検討していただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続けてください。

○委員（保坂芳子君） 倍になってしまうので、もうちょっと先がいいかなと思いますが。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ご説明した内容のとおりでございますが、ご意見として承らせていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 何かすごい寂しいような提案ですね、これ。誰でも生あるものは死ぬわけですよね。死ぬときにこんなにお金がかかっては困るわって思う人だっているわけですよね。こういうところに値上げするというのは、何としても、1万から2万と倍ですよね。根拠というか、やむを得ない場合というか、それは仕方がないんですけども、何となく、誰でも死ぬのになと思うんですけども。こういうところにお金をかけてほしくないなと思うんですけども、その辺は、北杜市がやっているからということで甲斐市がやるという、そういう理由ってあるのかなと思ったりするんですけども。その辺はどんなふうに検討しているのかなと思ったんですけども。

何か質問の理由にならないかもしれないけれども、そういうふうを感じるんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めますか。

○委員（池神哲子君） はい、じゃ。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 先ほど4万8,000円の単価説明をさせていただきましたが、確定値なものですから4万8,000円という数字を使わせていただきました。ただ、申しあげましたとおり、人件費等を含んでおりませんので、そのところをちょっと再度ご説明させていただきます。人件費等ということですね。

大規模改修、先ほどご説明いたしました主要設備が約7,000万かかります。標準期間が10年から12年ということでございますので、7,000万を各年平均でいきますと580万というような単年度当たりの経費加算になります。これに加えて、人件費を申しあげましたので、人件費の要素をちょっとご説明しますと、実態的に現在、正職員2人、臨時職員1人というような形なのですが、いろいろな人件費の算出方法がありますが、年末年始を除いて年中無

休の施設なので、3人は事務職員がいないと回らない施設だと考えております。仮に経費ベースを最低限に抑えるために嘱託職員なり臨時職員なりの配置で考えますと、やはりそういった場合でも700万ほどの経費がかかると考えております。

今年度の当初予算の3,500万の予算を見ますと、火葬委託がかなり下がっておりますので、維持管理経費としては3,000万から3,500万が最低ラインではないかと環境課では考えておりました。そのようなものを積算して管理経費と人件費、それからこれからの主要装備等の改修を考えますと、単年度当たり合計しますと約4,500万になります。4,500万を経過としての平均ベース、利用件数が大体540件と見まして、そうしますと1件当たり8万3,000円ないし9万円近いような金額になりますが、8万円というようなベースで考えますと、例えば今回ご提案申し上げました一番利用の多い12歳以上の方の2万円という率は、実経費に對しまして約4分の1ぐらいの負担になるというふうに考えられます。

いろいろ計算方法はございますが、厳しい財政状況等がございますので、4分の1ぐらいの負担をお願いしたいというような趣旨もございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） るる説明をいただきましたけれども、説明の内容は理解はできます。理解はできるんですけども、その理由は全て行政サイドの考え方として、値上げをするための理由だというふうに私は感じるんですけども、目的及び理由の中にあるように、受益者負担の見直しの立場からというふうには書いてあるんですけども、基本的には受益者負担というのは、水戸黄門の印籠じゃないですけども、これを言えば通っていくという、本当にもう誰が見ても大義名分の立つ言葉だとは思うんですけども、今回のこの施設に関しては全く受益者負担というものが当てはまらない施設だと私は考えています。

生あるものが必ず一度は使う、使いたくても使いたくなくても一度は使う。逆に2回、3回と使いたくても使えない。必ず一度は使うものを、確かに財政的に厳しいのはわかりますけれども、それを1万円を2万円に、倍の値段に上げるということ自体が受益者負担の見直しということは全く理由にはならないというふうに私は感じます。

1万円ふえることで年間約500人だから500万ですよ。10年だから5,000万ということになるのかもしれないですけども、それにしてもこの7,000万に追いつくものではないですし、今の使用料1万円を例えば5,000円、3,000円、ゼロ円にしても、考え方は同じだと思

うんですよね。それをどういう根拠の中で1万円を値上げにするかということは、やっぱりどんな理由をつけても、その理由というのは成り立たないというふうに私は考えるので、これについてはちょっと納得を、私自身も納得できないですし、市民のほうから聞かれた場合にも、納得ができる説明が私自身も市民に対してできないというふうに思っているんですね。

今の数字的な内容というのはわかりますけれども、そういった部分のですね、この数字じゃない部分の市民感情を納得できるような説明というのをしていただければなというふうに思います。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 県内の各火葬場がございます。一応それぞれの考え方の中で使用料を定めてございますが、やはり私のほうでご説明できる内容につきましては、先ほど申し上げたとおり経費の件でございまして、また各施策がございますけれども、そことの兼ね合いということになりますと、やはり総合的判断の中でこの使用料の改定をお願いしたいということでもよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 確かに今の私の質問も難しい質問だとは思いますが、やはり説明ができないです。僕はできないと思うんですよ、この施設、説明というのは。市民が納得できる説明ということは。

先ほども言ったように、1人が1回使う、それも人生の終末、一番最後に使う。その最期に使う金額を1万円値上げするというのが僕はどうも納得できないですね。年間500万これで経費が浮くとしても、その500万、違うところを削ってでもですね、ここは値上げをするべきではないと私は考えます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 関連して私も思うんです。普通の感情としては、今、長谷部委員がおっしゃったようなことだと思うんですけれども、世界の趨勢は今、揺りかごから墓場までという、いろんな公共の中で、これをただにしなければならぬところなのに、それを値上げしていくなっているのは時代に逆らっていると思うし。これはもうちょっと再考をしてほしいですね。要望です。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう承知できない値上げでございますが、例えば収入によって違うとか、そういったことも検討したんですかね。例えば非課税世帯とか、それから段階的にどういうふうにするんだということについては検討はされたんでしょうかね。根本的に私は、これは問題だなと思うけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 現在条例中に減免規定がございまして、生活保護の方につきましては免除している事例がございますが、その段階的な使用料の内容ということは今は検討はしてはおりません。現状の条例の規定の内容の中で進めてまいりたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） このね、さっきもちよっといろいろ話があるけれども、倍に値上げをするという、その何ていうか根拠が受益者負担であるということだけれども、ほかにもね、使用料を倍に上げたという例がありますかね。挙げてください。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 恐縮でございますが、倍に上げたというのは北杜市が直近であるということでございまして、今現在の使用料の体制につきましては、その時々的情勢の中で財源的余裕も、諸般の状況の中で定めていると思います。現在、先ほどからご説明してはいますが、財政のお話を環境課の立場では語るわけにはいきませんが、合併特例の制度等もだんだん段階的に縮小していくというような情勢もありますので、経費に対します負担割合の面からの考えの中で使用料の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 甲府市の斎場の同じ12歳以上が3,000円というのは、これはどういう根拠で3,000円なのかというのは計算してみたんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それぞれの斎場によりまして状況が違います。利用件数、それから炉の数、職員の配置数等も違いますので、一概には申し上げられませんけれども、たしか記憶では、甲府は年間2,000件ほどを扱っているというようなこともございますし、また、施設の開設年数等の関係もあると思います。

余談になるかとは思いますが、その中でも施設につきましての公債費償還の状況を持っている自治体、持っていない自治体。ちなみにやすらぎ聖苑につきましては、29年度までに今現在3億ほどの公債費償還も残っておりますが、そのようなもろもろの状況の中での使用料になっていると思いますので、甲府の例ということでございますれば、先ほどのとおり、たしか昭和50年代の開設だと思えますけれども、そのような情勢の中で使用料を定めているものと思われます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） 今の話を聞いていますと、もう大変だなと思うんですけれども、7,000万円を何とかするであれば、そういうシステムしかないということですよ。それでこういうふうにやったと思うんですよ。ずっとこれは続くんですけれども、続くと思うんですよ、これは、10年に1回かやるのであれば。ほかから入るようなことないんで、また太陽光あたりをまた設置するようなことも考えてね、何とか金の入ることを考えたらと思うけれども、そのようなことはないんですか。あの場所へ、どうですかね。いいとかと思うんですけども。いやいや、そうじゃなくて、入ることを考えなければ、そのところどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 太陽光に限って申し上げれば、やすらぎ聖苑についてはまだ未定でございますが、ただ、私もたまたま屋根の上に上る機会がございまして、意外と丸い形状ではないということは認識しておりますので、また検討材料とさせていただきたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） これ7,000万、10年に1回ですか、その焼却炉のれんがの積みかえというんですか、それと、制御装置ということで。この1万円上げるということで、大体その利用者のそれでいくと年間500万ぐらいということですよ。7,000万、10年でもってかえるという500万でいっても5,000万というふうな、10年で5,000万ちょっとというそのあれになるんですけれども。近隣の、それでいくと北杜市がこれ、値上げをした場合であれば北杜市と同じになるんですけれども、ほかの近隣と比べると、やはりちょっとそういったものからすると何ですか、使用料というんですか、そういうものが、比較すれば高いように思うんですけれども。当然その差異というのは出てくると思うんですけれども、負担というか、財政的な負担というのは、そこへいって500万のものが300万になるとかということで、ほかのもので、今、名取議員が言うように、太陽光、それ以外のことで経費節減とかですね、そういったことでもってそういうものを対応するというふうなことはできないでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 他の財源手当てというような内容であると、また今のところちょっとお話しする材料は持ち合わせておりませんが、ご質問の趣旨とはちょっと違いますけれども、たまたま北の杜聖苑の関係につきましては開設年度が平成17年、うちが16年というふうなことで、利用者数も北の杜聖苑が年間600件、うちが若干低い540件平均というような情勢もございまして、ちょっと財源手当ての話とは違いますけれども、ほかの県内の施設を見ましても、開設年が古いのもあったり、新しいのもあったりしますから、いろいろなことは検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、先ほど公債の償還の話がありましたけれども、この3億くらいの償還というのは、あとどのくらい、年数としてどのくらいあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 合併前のときに、平成12年、14年で起債を起こしまして、15年償還でございますので、27年、29年で完済するというような予定になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の概要についてを終了いたします。

次に、環境課関係のその他に入ります。

環境課関係、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で環境課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、（5）甲斐市心身障害者（児）福祉手当について、福祉課担当よりご説明をお願いいたします。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、福祉課より、5番目の内容であります甲斐市心身障害者（児）福祉手当について、よろしく願いいたします。

ご説明させていただく前に資料の訂正が1カ所あります。大変申しわけございません。

資料の16ページ、お開きいただけますか。

その左側の真ん中辺に手当等名称という欄が左側にあると思います。そのすぐ下、特別障害者手当該当で「初手億」という漢字がありますが、これが「所得」の間違いでございます。大変申しわけございません。最初にご訂正をお願いいたします。「所得」でご訂正をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、13ページをお開きください。

甲斐市心身障害者（児）福祉手当についてお願いいたします。

本手当につきましては、甲斐市の単独事業でございまして、心身障害者（児）の皆様が現金給付を行っているものでございます。太枠にありますように、甲斐市のこの福祉手当は県下ナンバーワンの手厚い内容を支給させていただいております。

経緯でございます。在宅の障害者（児）の方を支援する福祉施策がほとんどなかった昭和40年代にこの手当は創設されたものでございます。目的は、在宅障害者（児）の皆様の生活の安定に役立つことを目的としております。この制度は、旧竜王町、旧敷島町で創設され、合併後も旧竜王町の支給要件を継承し、今日まで市単独事業として実施しているものでございます。

合併後、第1次行政改革大綱の取り組み項目に位置づけられまして、23年3月支給分から第1次の見直しを実施させていただきました。この見直しでは、支給要件に市民税の非課税と課税の区分を2つ設けさせていただきまして、非課税者の方は従前の金額どおり、課税者の方は非課税者の方の2分の1に額を改正させていただいて今日に至っております。具体的な手当の額は表のとおりでございます。市民税非課税、課税者と二段設定になっております。

例えば身体障害者の方で手帳1級、2級をお持ちの方は年額3万6,000円、一月3,000円になります。これを支給月、3月、7月、11月に分けまして年3回、4カ月分を該当する方の指定の口座に振り込みをさせていただいているものでございます。

この支給額の状況と県内各市の状況を報告しますと、資料の16ページをお開きください。

この障害者（児）の方に対する手当を実施している県内13市の状況でございますが、現在9市が実施しております。この制度自体が実施していない市が、右側でございますように、笛吹市さんを初め都留市、大月、上野原市の4市は手当自体、この事業を行っておりません。

また、甲斐市が太枠の中でございますが、障害児、障害者両方を対象に支給している市は、本市、甲斐市を含め南アルプス市、中央市の3市だけになっております。例えば甲府市さんは障害児のみだけに支給しているというような状況で、9市が行っているということでございます。

具体的な対象者数ですが、合計欄の下のところをごらんください。

受給対象者数2,488人、これは障害者（児）の合計数でございますが、年間予算額、25年度の当初予算では6,925万8,000円、約7,000万円を支給させていただきます。その欄を右側のほうにずっと比較していただければおわかりいただけると思いますが、甲斐市が断トツの

支給額の状況でございます。

また、第1次の行政改革に引き続きまして第2次の行政改革大綱でも、福祉手当の見直しについては取り組み項目に上げられているものでございます。

資料14ページをお開きください。

現在、甲斐市の障害者（児）数ですが、3,198人、4月1日現在でいらっしゃいます。このうちこの手当の対象となる受給者の方は、24年度決算の数字ですが、2,423人の方に支給させていただいています。右側のグラフをごらんのように、右肩上がりです。毎年障害者（児）の増加とともに支給額が上がっております。

棒グラフの真ん中辺、H23、一度金額が落ちておりますが、これが第1次の見直しを行ったときで、金額が下がっているものでございます。ただ、障害者の方がふえておりますので、本課の見込みでは、27年度、21年当初の7,300万円の数字になるというふうに見込んでおります。

真ん中でございますが、この市の単独の福祉手当以外にも甲斐市では、他市では実施していない単独の事業を大きく4つ行っております。

1つ目が障害者の通所施設利用者の食費助成事業です。これは、障害者の施設に通われている方が昼食等の助成を1食100円助成させていただいております。

2番目が心身障害者認定文書の助成の事業です。これは、障害者手帳を取得するときに指定医師の意見書、診断書にかわるものですが、それが添付が義務づけられております。1件取得するのに、医療機関で異なりますが、大体5,000円ほどかかります。それを全額助成させていただいております。

3番目がタクシー利用料金の助成事業でございます。これは、県も同様の事業を行っておりますが、本市の場合は支給対象者を広げまして、またなおかつ毎月の支給枚数も、県では24枚のところを甲斐市では手厚く、上乗せしまして、一月48枚という枚数で交付をさせていただいております。

最後は住宅用火災警報器の購入費の助成事業でございます。これは、障害者のいらっしゃる世帯に対して限度額1万5,500円の中で助成させていただいております。

この4つの市の単独事業の24年度決算の合計を申しますと、1,150万円ほどになります。

続きまして、甲斐市の障害者の皆様に対する福祉施策の現状でございます。

平成18年度に障害者自立支援法という法律が施行されました。それまで障害者の財政状況により受けられるサービスが異なっていたものが一定の基準のもと、ルールが明確にされ

まして、全国一律に介護、訓練、補装具、医療費、居住等、さまざまなサービスや助成が公平に障害者の皆様に受けられるように整備されました。また、本年度、障害者総合支援法で変わりまして、従来制度の谷間で支援を受けられなかった難病の方も障害に位置づけられ、従来の障害者の方と同様に福祉サービスも受けられるように改正になりました。

このような経緯の中から右側のグラフをごらんいただきますと、障害者数の増加とともに障害者の方に対する予算というのが24年度でいいますと、13億500万円という数字を、執行を行わせていただいております。

15ページ、お願いいたします。

福祉サービスのほかに医療費も位置づけられておりますが、これは重度医療の助成制度でございます。この事業につきましては、せんだって5月23日の厚生環境常任委員会で来年、26年11月から県が窓口無料を自動還付方式に変更となるということでご説明させていただいたものでございますが、障害者の該当となる方は、自己負担分が無料となる医療の制度でございます。これも障害者の方に対する医療制度の一環でございます。これも障害者の皆様の方々の増加により、事業費が棒グラフの右側、H24、2億5,019万1,000円というふうに右肩上がりで医療費も伸びている状況でございます。

15ページの右下をごらんください。

これらの状況から、方向性としまして、一律の現金給付から、将来にわたり障害者（児）の皆様が甲斐市で安心して暮らせる施策の充実へ努めてまいりたいという方向性を持ちまして、見直しを図ってまいりたいと考えております。

現金給付が、この制度が発足してから半世紀を経て、障害福祉施策は各種法整備により充実され、経済的にも各助成制度も軽減されているようになりました。したがって、市単独で実施している福祉手当の意義や必要性は薄れたものとなっているふうに解釈しております。また、年々増加する障害者数、また高齢化の進展などに起因しておりますので、今後も増加することが予想される障害者の皆様に対する施策の充実に伴う福祉サービスや各制度を利用する数も同様に増加が予想されておりますので、市が負担する公費も増加の一途をたどっている現状でございます。

このことから、現金給付の施策を改めまして、また他市との、県内各市の支給格差も是正する意味合いから、限られた市の予算を有効活用し、障害者（児）の皆様が将来にわたって甲斐市で安心して暮らしていただける施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。このため第2次の見直しを実施する方向性でございます。

本日は、問題提起ということでご理解いただきたいと思います。福祉課では、今後、市の保健福祉推進協議会、また、障害者の皆様が構成している団体、市の自立支援協議会がごぞいます。それらにも問題提起、これらの状況をご説明しまして、見直しの案について意見集約を図りまして、また具体的な見直し案を次回の常任委員会までにご提案できればというふうなスケジュールを持っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま福祉課長からご説明がありました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1つ教えてください。

14ページですが、受給者数と総支給額のところに障害者が3,198人、それで支給該当者が2,423人になっています。これ以外の方はどういう、この支給条件に該当しないということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、この市の手当の支給対象者というのは、資料の前のページの13ページの表にごぞいますように各等級、手帳の等級等で基準が決められております。例えば身体障害者手帳でいいますと5級、6級まで手帳はあるんですが、それらの方は対象外となっています。身体障害者も1、2級、重度、中度、軽度という区分で設けられております。それにつきまして、その差額はこれら軽度の分類の皆様であるということで、よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごぞいますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 他市にない本市の障害者に対する単独事業、すばらしいということで高く評価するわけですがけれども。

問題は、15ページの医療費の無料化の問題ですが、重度心身障害者医療費の助成制度ですが、県で国から8億7,000万のペナルティーをかけられて反対をしてですね、これを何とか撤回したいと言いながら、窓口無料化を償還払いにしたという経緯があるですね。矛盾するのではないのかと。やはりそういう反対するであれば、あくまでもやっぱり償還払いで

はなくて、窓口無料化にすべきだということを我々は主張しているわけですが、それに倣って甲斐市も、これはしようがないということでございましょうが、何とかですね、これは問題は、3カ月後でないとお金が戻ってこない。その間お金がなければ大変なことになるですよ。その辺はどう考えていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 自動還付方式に伴いまして、窓口無料ということが廃止されますが、お金のないとか、また低所得者の方につきましては、県の独自制度で10万円を限度額に無利子で融資をしていただけるということで、制度開始から4カ月間はそれが続きまして、それ以降につきましては順次回収が可能になりますので、10万円が限度額ということで貸し付けのほうを実施されるというふうになっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 10万円を超すと、じゃ、あれですね、自腹になるということになるわけですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 10万円というのは保険制度に伴います高額療養費の制度がございます。通常でありますと限度額認定書というのを提出していただきますと、一般的には8万900円の負担で済むようになっておりますので、通常は10万円以上になるということはないというふうに想定いたしております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） この支給の改正ということでございます。今、1件提案ということで、現在その腹案なんかはまだ出ていないんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 具体的にはですね、先ほど各関係団体に問題提起、また現状等をご説明した中で見直し案をまとめていきたいと考えておりますが、事務局としましては、ごらんの16ページにあります中で、2位に近い1位はキープしたいなということで、県ナンバーワンの支給実績、また他市が実施していない単独の4事業もございますので、それら

を加味した中で見直しを具体的に進めたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 私も身近にちょっとそういう該当者がいますので、ちょっとお聞きするんですけども、確かにこの支給の表を見ましても、甲斐市の場合には他市に比べて非常に手厚くなっていますね。また、それからこの4つの単独の事業ですか、これらもありまして、聞くにつけ、たしかその本人からも、甲斐市はいいよということは聞いております。しかし、時代の趨勢といいますか、これが40年にできて現在まで。その当時では高齢化社会も想像つかなかったと思いますし、現在ではいろんな福祉サービスも充実もされてきております。ですから、ただ、ここに来て消費税が上がるとか、また、さっきもありましたようにやすらぎ聖苑が使用料が倍額になるとか、いろいろ物は上がる、出るものはカットされる、下げられる、そんな状況でございますから、状況はわかります。その辺は、ですから、税金、限られた収入の中では、その予算を有効に公正に使うという意味からいきましても、皆さんが納得できるような範囲での、その障害者の気持ちにも配慮していただき、またぜひそんなところで検討をしていただきたいと思います。これは要望です。お願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○委員（山本今朝雄君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、1点だけ教えてください。

問題提起ということで話を聞きましたけれども、2位に近い1位ですか、それをキープするというので。今回変えていくのに助成額を減らすだけなのか、それとも対象範囲を狭めて受けられる人数も減ってしまうのか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 16ページの表をごらんいただきますと、まず障害児、障害者と区分が大きく分かれさせていただいています。障害児という対象となった20歳未満の方々でございます。人数をごらんいただきますと、約2,000人以上の方が障害者ということで、そのところで課税、非課税の区分は前回の見直しで区分させていただきました。これらのところも見直しを今着手している、検討しているところでございます。幾つか案も設けまして検討させていただいておるところでございますので、具体的には2位に近い1位の金額は

キープしたいというところを目標にしております。また、代替施策として、15ページにありますように、将来にわたって甲斐市で安心して障害者（児）の皆様が住み続けられる施策のさらなる充実の事業を幾つか今検討しているところがございますので。それらも含めまして、次回、委員会のほうにまたご協議、ご提案をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私が聞いたかったのは、今もらっている人が金額が少なくなるにせよ引き続きもらえるのか、それとも全くもらえなくなってしまう人も出るのかということをお聞きしたんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 失礼しました。

その可能性はあります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 15ページの図の中で、図3がありますよね。19年と24年がこんなふうに違ってきているというのが明らかになっていますよね。償還払いから窓口無料になってこんなふうにふえたということは、やはり障害者の方が行きやすくなったということだと思うんですね。この便宜を図っていただいたのは本当によかったし、甲斐市は本当にモデル地区みたいに快適都市ということになっていてすばらしいんですけれども、残念ながらこういう形になってしまうのはいろんな経過があってしょうがないかなということもあるんですけれども、また反面、そうすることによって、また余り行かなくなったりすれば、かえって、最初から障害者だから重度何とかにならないからしょうがないというんじゃなくて、その障害がずっと進んでしまったりすれば、またかかるのも結局はたくさんかかってしまうのかなと思っていたりするんですよね。今はよくてもね。

だから、そのあたりはどういう、検討もされたんでしょうかね。結局重くなるんじゃないかと。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） この重度医療につきましては、甲斐市独自というわけでは

なく、県下一斉に今度自動還付方式ということに、来年の11月から変わるわけですが、県といたしましても、また市町村にいたしましても、あくまでもご利用される方の医療費が無料になるという制度を維持しつつ、そういったペナルティーを回避して実施しているということで自動還付方式という工夫した制度を設けているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 手当以外の他市で実施していない単独事業が4つありますけれども、これは利用者の方から見て、一番利用されているものというか、やってみて一番あれがあるというのはどれですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 障害の種類によって利便性ということをはなすことがなかなかできないんですけども、例えば移動が困難な方にとっては、タクシー利用券というのはありがたい話だと思いますし、また、文書料につきましては、大体おおむね2年ぐらいで手帳の更新、また、手帳を取得するためには必ずこの文書料、俗に言う診断書というのをとっていただくということがございます。ですので、大体診断書がおおむね5,000円平均ぐらいで1通かかりますので、それが全額返金されるというのは、障害者にとってはいい話ではないかというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一番下の火災警報器購入費補助事業ですが、これ大体済んでますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 火災警報器の購入補助につきましては、第1次見直しのときに創設させていただいた制度でございます。それに伴いまして平成22年から行っておりますが、24年度の決算では1件だけの申請ということで、これまで私どものほうも広報紙、またホームページ等で障害者の方には火災警報器の設置が無料になりますということで周知してまいりましたが、申請件数等から見ますと、おおむね設置済みになったのではないかとこのように考えております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 確認ですけれども、そうすると、これは、この事業自体は残すんでしようけれども、実際の金額としては、もうがくと減るだろうということで、ということですよ。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に聞かせてください。

きょうの山日でもちょっと出ていましたけれども、障害者の雇用問題。山梨、それから甲斐市全体としては就労者の何%ぐらいが今、障害者の雇用されているのか。今後の方向としてはどんなふうに商工会なんかを指導していくのか、その辺を参考に聞かせてもらえればありがたいなと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 障害者の雇用につきましては、法等で努力義務等ということで設置されているというふうに認識いたしております。申しわけございませんが、今具体的なその数字というのはちょっと手持ちで持っておりませんが、そういったことに基づいてそれぞれの事業所、また官公庁等でも取り組んでいるというふうに認識いたしております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市中心身障害者（児）福祉手当についてを終了いたします。

次に、福祉課関係その他に入ります。

福祉課より報告がございますので、説明を受けたいと思います。

それでは、お願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 資料にございますように福祉課から民生委員、児童委員の一斉改選について状況をご報告させていただきます。

本日午前中、民生委員の各地区の役員様と意見交換会、お疲れさまでございました。こと

しは3年に一度の民生・児童委員さんの一斉改選の時期でございます。現委員さんが本年11月30日をもって任期満了となることから、年度当初、4月、5月から各自治会長様を通じて、新たな民生・児童委員さん、また主任児童委員さんの推薦をお願いしてきたところでございます。また、推薦に当たりましては、議員の方々も各地区でご協力いただきまして、ありがとうございました。

今現在、県知事を通じまして、厚生労働省のほうに推薦者の名簿を上げております。全体では159名定数がございます。そのうち新任の新たな委員さんが民生・児童委員、主任児童委員を合わせて新任の方が78名、再任の方が81名、合わせて159名の各委員さんを今、推薦で上げている状況でございます。

今後の予定としましては、一斉の委嘱上の伝達式を12月3日敷島総合文化会館で予定しております。

以上、民生・児童委員の状況についてご報告です。よろしくお願いたします。

○委員（山本今朝雄君） 委員長、ちょっといいですか。1点教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 民生委員さん、手当が出ておりますね。国、県、市ですか。それで、8万4,800円ですかね。本人が受け取る金額というのはあるんですか。何か人によって、聞いても、いや、みんな民生委員さんのその口座へ入っているといろいろ聞くんですけども、その辺どうなんですか。差し支えなかったら教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 県を通じて国の手当がそれぞれ委員さん方の口座に直接今、入金、振り込みになっております。あと、各地区3地区の竜王地区、敷島地区、双葉地区で民生委員、児童委員協議会でそれぞれ会費を集めて研修費に充当したりとか活動費に充当しております。一度委員さんから、例えば協議会のほうにご負担いただくということで、全額一度は委員さん方の口座に入っているという状況でございます。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） ほかに委員よりございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） すみません、そのことで関連して。

きょうの対話集会の中では、それが積み立てにしておくという話がきょうありましたね。

どんなふうになっていますか、その積み立ては。例えば全部ではなくて一部とかという、そういう形ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 活動費につきましては、各地区の協議会の財源的には前年度繰越金、また、各委員さん方の会費で、市からの助成金という大きく財源的にはその3つが基本になっております。それを年度ごとの事業によって各3つの協議会が執行しておりますので、会計上は問題なく処理されているというふうに理解しております。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 問題なくというのは大丈夫だと思うんですけども、ただ、経費というのがかかりますよね。例えば民生委員さんが動く場合には車で移動するだろうし、それにはガソリンもかかるだろうし、電話をすれば電話代もかかるし。本当に負担というか、全くかからないわけじゃなくて。それは、やはり手元に一旦、本人の委員さんに上げて、そのうちの一部を、ここに研修費として納めるという形ならばわかるんですけども、スライドしてしまうわけですか、もうその全部。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 費用弁償的に国から支給されておまして、全額委員さんのそれぞれの口座に入金がされます。各3つの協議会、年間負担金1万円とかですね、聞いておりますが、それで集めて会計さんが、それも民生委員さんの中から会計さんを選んでいただいて、その方がしっかり管理をしているということでございますので、スライド式ということではないです。

ただ、池神委員さんがおっしゃるとおり、やはりボランティア的な要素もございまして、そういった実費が全部交通費とかですね、そういったガソリン代とかがカバーされているかどうかということは、非常に厳しいと思います。委員さんそれぞれ皆様、159名の委員さんが熱心に活動していただいておりますので、ボランティア要素というのはかなりウエートが高いのではないかなというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほどの新任の方、78人ということで、159人が決まったようですが、

男女比、それから平均年齢、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 平均年齢までがちょっと申しわけございません。まず男女比を申し上げます。民生・児童委員さん、新任のうち男性が27名、新任の女性の委員さんが48名で合計75名でございます。再任の委員さんのうち男性が24名、再任の女性の委員さんは52名、76名です。合計でしますと、男性が51名、女性が100名、合わせて151名が民生・児童委員さんでございます。

あと、主任児童委員さんが3地区で8名お願いしております。これは新任の委員さんが女性が3名、全部でございます。再任も全員女性でございます。再任の5名の委員さんで合わせて8名、全員女性でございます。

平均年齢は、ちょっと今手元の資料にございません——失礼しました。平均年齢が民生・児童委員さん、男性が65.56歳、女性が62.43歳、平均しますと63.56歳でございます。新任の委員さんです。再任の委員さんは男性が66.37歳、女性が63.85歳、合計で64.64歳となります。新任、再任を合わせますと、男性の平均が65.94歳、女性が63.17歳、男女の合計が64.11歳でございます。

そして、主任児童委員さんにつきましては、新任の女性の平均年齢が57歳、再任の女性は56.4歳、新任、再任の両方の委員さんの平均年齢は56.7歳となっています。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

今、民生委員、児童委員の改選についてのご質問で、また答弁いただきましたけれども、次に、福祉課関係でですね、議員さんより特にお聞きしたいことがあればお願したいと思います。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、福祉課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（6）公立保育園への指定管理者制度導入について、子育て支援課担当よりご説明をお願いします。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課から、公立保育園への指定管理者制度の導入について説明いたします。

資料17ページをお願いいたします。

まず、この経緯であります。第2次甲斐市行政改革大綱では、民間活力の導入につつまして、保育園の施設についても検証して、この制度の導入に関する調査研究を行うこととしているところであります。平成22年、甲斐市保育園幼稚園のあり方研究会の報告におきましても、民間参入のメリットとして、柔軟な保育ニーズに対応し、保育の質の向上や特色ある保育サービスが期待できるなどのメリットが上げられたところであります。

市におきます制度導入検討委員会における協議内容であります。

平成23年におきましては、導入検討委員会におきまして、ほかの自治体の事例を検討していくということで意見の集約が見られました。翌24年の導入検討委員会におきましては、平成27年度からの総合こども園制度、子ども・子育て法改正の導入が見込まれるため、市内の私立の幼稚園、保育園の動向も注視する必要があるということで、平成25年度の指定管理者制度の導入は見送り、法の改正後、再度研究検討するというで意見集約されたところであります。

それでは、次の問題点、それから課題等ではありますが、まず1点目であります。運営につきましては社会福祉法人等が行うということではありますが、保育園という施設の性質上、指定管理者制度の導入にその児童や保護者が不安を訴える傾向があると。それから、導入について早い段階で保護者等の理解を得る必要があるという点であります。

次に、市におきましては、公立の市立保育園は計画的に整備しておりますことから、園の規模及び地域性、それから立地条件等を考慮した中で整備直近の施設について指定管理者制度の導入を検討したところであります。これは現在設計を進めております竜王西保育園と竜

王北保育園についてであります。

ここで竜王西保育園と同時に整備する竜王北保育園につきましては、近接する竜王駅周辺に私立の保育園が立地してございまして、この競合が予想されることから、市で初めてとなる指定管理者制度の導入については避けたいと考えてまいりました。

また、竜王西保育園と北保育園を比較いたしますと、定員の面、それから駐車場等の施設面などから、民間の参入がしやすい竜王西保育園の指定管理者制度の導入を進めたいと考えたところであります。

それでは、制度導入のメリットであります。

まず、一番のメリットといたしましては、議会の皆様からのご心配いただいております保育園の公務員定数、非正規職員の割合等の、これを抑えることができるというメリットがございます。それから、指定管理者制度導入保育園と公立、市立の保育園を共存させることによりまして、それぞれが特色ある保育サービスの提供ができるということ。それから、互いに切磋琢磨することにより、より向上性が生まれまして、保護者の選択の幅が広がるという面がございます。この先進地事例につきましては、導入済みであります笛吹市の例がございまして、顕著な例が見られたところであります。それから、これは、市内の保育園におきましては、先ほど申しました非正規職員の割合が大きいため、非常に大きな成果とは言えませんが、若干ではあります、運営費の経費負担が期待できるというところであります。

それから、次に、デメリットであります、指定管理者が有期契約ということになりますので、指定管理者が変更された場合につきましては、その変更を生ずる雇用等の問題、雇用の喪失等の問題が生じる懸念があるというところがあります。もう1点、指定管理者制度導入当初であります、先ほど申しましたように、保護者や児童の戸惑うということが懸念されております。もう1点につきましては、指定管理者導入後の今、現に働いております臨時職員の処遇等の問題が考えられるところであります。

検討の結果、対応策であります。

施設の設置目的の効用をいかに発揮できる団体として、県内の社会福祉法人等を公募いたしまして、指定管理者を選定したいと考えております。実績ある社会福祉法人が指定管理者となることから、ほかの公立、市立保育園の意識改革、意欲の創出を目指したいと考えております。

指定期間であります、保育士等職員の雇用安定、それから専門職としての継続的に雇用できるということから、その育成等を図る目的から、5年としたいと考えているところであ

ります。

一番の問題となりますのが先ほど来申し上げております現在保育を行っているお子様、保護者の皆様への説明でありますので、丁寧な説明に心がけたいと考えております。この常任委員会を終わりましたら、対象となります西保育園の保護者会の役員会及び保護者会を開催していただいて、丁寧な説明等をして、要望等をお聞きしてまいりたいと考えているところであります。

11月中旬には、公立保育園募集要項、いよいよ来年度の募集に入るわけですので、27年度からは西保育園は指定管理者制度の導入を図るということで周知を図りたいというところでもあります。

ここにはございませんが、竜王南保育園につきましては民設民営ということで今現在進められておまして、これは竜王南保育園の保護者等々には了解をいただいておりますので、またスケジュールどおり進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） デメリットの中で、最初の指定管理者が変更したときの雇用の問題と
いうのがありますけれども、これは雇用されている側の問題ですか、それともそのことによ
って子供が受けるということなんですか、影響を受ける、どちらなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず雇用の問題、ここに上げましたものにつきましては、
指定管理が期間の指定管理になりますので、5年間たちましたと。そこで指定管理者が変わ
った場合につきましては、今まで働いていた方、その指定管理者の働いていた方が行き場が
なくなるということで、それが問題になるのかなというところでありまして、一番最後の指
定管理者導入後の臨時職員の処遇というのは、これは私どもの今の公立の保育園に臨時職員
として働いている方の数、その処遇の問題が問題となるということでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 西についてはどうなんですか。竜王西についてはその考えがあるわけ

ですよね。それをどうしようと思っているのかちょっと聞きます。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 具体的に西ということで、現任で申しますと、今、西の保育士の数が14人おります。正規職員が6名、臨時職員が8名、調理員等が2名で、そのうち臨時職員が2名ございますので、合計で職員といたしましては16名の職員が従事しているところであります。これが指定管理になりますと、この16名分が不要といたしますか、指定管理者側が雇うことになりますので、その16名が配置がえ等をするわけなんですけど、正規職員につきましては、他の公立の保育園に異動させますので、そこで賄うことができますが、それによって生じた16名の臨時職員が、いわゆる言い方は悪いですが、あぶれてしまうという形になります。

先進事例等を見ますと、指定管理を選定する際の協定、あるいは条件といたしまして、優先的にその職員等を正規職員、あるいは希望によっては臨時職員で雇用してくださいということを条件に出す場合があります、それを対策の策としているところであります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのことがうまくいけば、10人が入れると。またその契約期間が何年でしたか、5年ですよね。また5年たったら、それをまた繰り返すということですよ。その人たちは5年、5年ということになるわけなんですかね。正規になってしまえば大丈夫なんでしょうけれども、臨時の場合だとそういうことになるわけですが、そうすると、やっぱり市の職員でいけば臨時であっても切られることはないけれども、この指定管理になると、ちょっと5年、5年になるんでということは出てくるんですが、その不安というのはね。どう思いますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど言いました正規職員というのは市の正規職員でありまして、市の臨時職員におきましては、半年、原則的には1年の雇用でありますので、その辺は原則で考えていきたいと思うんですが、今後、今、事務職員で臨時をとっている職員がありますが、4月の雇用については採用の試験といたしますか、を行っているところであります。ですから、保育園の職員についてもそれ相応のものが必要なのかなというふうに考えて

おります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） ちょっと聞きたいんですが、今、南保育園のほうは説明もしているし、民設民営ということですから、建物も含んだ中で、建築も含めた中での指定管理をしていくということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 南保育園につきましては指定管理制度でございまして、この指定管理制度で行いますと、竜王西保育園は公立保育園で残るわけでございます。ですから、名前も竜王西保育園で残りますが、南保育園の場合は土地を市が提供して、民が民設で、民で建てて民で運営いたしますので、名前が竜王南保育園と、公立とは残りません。ですから、民営の保育園となるということでございます。

○委員長（三浦進吾君） 小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） わかりました。

別の話なんですけど、中央保育園で今何か工事をしているようなんですけど、何の工事をしているんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 今、中央保育園で行っている工事につきましては、当初予算で計上いたしました、あそこが今後建てる保育園と違っていて、どこからでも教室に入れる方式で、渡り廊下がオープンになってございますので、ちょっと雨が吹き込むということで、下足入れ付近に軒を出して、雨が吹き込まないような工事をさせていただいております。

○委員（小澤重則君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 子供が入園するときに、今、指定管理制度を導入した場合に、保護者と市が入らないで直接指定管理者との契約になるんだかどうか。市がそこへ入るのかどうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご案内のとおり、保育園につきましては市が全て入りまして入園をすることになっておりますので、条件的には全て同じで何ら変わるところはございません。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 定員数、これについてはいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 今、竜王西保育園が100名の定員でございます。条例で定められたとおりで100名で今後考えていきたいと思いますが、前の常任委員会でもご説明したとおり、経済状況等で保育を必要とする子供さんの数が変わる場合がありますので、今後は、それにつきましては、子ども・子育て事業計画によって定めてまいりたいと。でありますので、西保育園、北保育園等々につきましては、ゆとりがある設計になっておりますので、その辺は大丈夫かと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今、メリットのところでそれぞれ特色ある保育サービスの提供ができるということが載っておりますけれども、もう一つは、やはり指定管理者になりますと、利潤の追求ということが優先されますよね。そういった場合に、その辺のこのサービスの低下が懸念されるんですが、その辺は導入の際はきちっとやっぱり押さえるということにするようにしていきますね、いかがでございますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおり、先進地の事例なんかを見ますと民営化、民に任せただけの場合に、利潤を追求する。利潤を追求する中身といたしますと、職員を、若い職員を多くして給与を抑えるということが考えられるので、ある程度経験年数を明記した条件等々もつけなければならないのかなと考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ここにははっきりあれなんですけれども、市内の私立幼稚園の動きとして、認定こども園、それから、県とあと、今あれですよね。未満児さんが恐らく待機はないといっても、やっぱり私もこの間聞いたら、3歳児とかは結構枠があるんですけども、未

満児というのは入れないですよね。結構隣の南アルプスなんかもそうなんですよ。ここの部分をどんなふうにするのかお聞きしたいと思うんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおり、未満児につきましては毎年頭を悩ませているところでありますが、委員さんがおっしゃいましたように、今、総合こども園の関係で、私立の幼稚園がそれを考えているようでございます。そうすると、未満児に対する受け皿ができて余裕が出てくるのかなというふうに期待しているところであります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ぜひですね、その辺、その件も積極的に私たちとしては進めてもらいたいなと思っております。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 市が今回民間に、今までは市でやっていたことは民活に頼るといふか、民活を入れていくというメリットなんですけれども、先進地の実績ですよ。そして、保護者の選択の幅が広がるとか、大変いいことばかりなんですよ。この互いの切磋琢磨により向上性が生まれるということなんですけれども、働くお母さんにとっては、とにかく今までのように安心して預けられるところがあれば、本当にありがたいということであるので、それが競争となると、どういう形になっていくのかなという、ちょっと考えてしまうんですけれども。例えば延長保育、7時だとか。子供をずっと7時、8時まで置いておいていいのかという、また子供自身の問題もあるわけですね。

そういうところが規制されないでいってしまうのかなと。確かに働くお母さんにとってとっても、大変いいことなんだけれども、そういう点では、やっぱり市で行っていれば、そのあたりはちゃんとできるのかなと思ってみたり。いろいろと考えていると、どうなのかなと思うんです。

それで、メリットはすごくあるみたいなんですけれども、やってみなくてはわかんないかなと思ったりもしてみたりするんですけれども。今、やっぱり民活を入れなければどうしようもない現在の状況というのはあるのかなという感じもあって、母親、保護者との話し合いなん

ていうのもそういうことでもって、いろんな意見が出たようなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご質問の内容には幾つかの問題があると思います。まず、そうですね、幅の広いサービスといいますと、先ほどおっしゃいましたような延長保育の延長。延長保育につきましては、ただいま甲斐市立の保育園でも行ってございます。7時半から夜の7時までという延長保育の幅を持たせて行っておりますが、民間になった場合、例えばある保育園では、朝の7時から夜の8時、9時までというふうに、その幅が広がるという目に見えたものがありますし、あおぞら保育園で行っている休日保育の導入とか、例えば子育てセンターの併設ということで、今、委員さんがおっしゃいましたサービスを利用して親が子供を育てるのを怠るようなことに対する指導等も、その子育てセンター等ではできないかなということ、その辺のサービスのアップができるのかな、指導、教育もできるのかなと考えております。

また、これは甲斐市の持つております一つの特徴かと思いますが、特に竜王地区であります。平成40年代の人口急増のときに民間の保育所の参入がおくれまして、学校とか義務的施設と同様に、保育園施設をどうしても急増しなければならないという問題がございまして、整備を進めた経緯があろうかと思えます。それで、町がもう施設を建てるしか方途がなく、公立保育園の建設を余儀なくされたということでございますので、ここで民間活力に委ねる面はある程度民間に委ねると。その割合がいかほどがいいのか、公立保育園と私立保育園のすみ分けというのも大事だと思います。いわゆる公立保育園の最大のメリットというのは安心・安全に尽きると私は考えておるところであります。市民の皆様、保育をするお母様方の要求も複雑多岐にわたっておりますので、市の保育士も相当努力しているところではありますが、時代の流れに沿った園の運営、それを民間活力によって示していただいて、それによって公立の保育園も切磋琢磨していけば、それが一番理想な形かなというふうに考えているところでもあります。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 切磋琢磨という意味では、私も本当に賛成です。今の状況にあっては、それが必要なとは思いますが、例えば子供たちの何人に対して保育士さんが1人に対してと、それがオーバーしてしまえば、やはり見られる範囲が限られてしまうし。そういうことがちゃんと規定されて市のほうからも指導が入ったりできるような形になっていけ

れば、民活もそれほどは悪くないかなと思っはいるんですけども、そのあたりの規制とかというのはあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 保育園の運営につきましては、法のほうで定められておりますので、それ以下のサービスということは、民間でありましても公立でありましてもございません。それ以上というのも、公立においても有効な財源の活用を行っておりますので、過大なサービスはしておらないつもりであります。

先ほど申しましたように、民間事業者を含めた市内の公立、私立の保育園の共同によりまして、甲斐市の就学前の子供たちの教育、保育が有効にできれば、これが一番のメリットかなと考えるところであります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっとお伺いします。

横浜市では、保育コンシェルジュみたいなものを入れて、市長みずから待機ゼロの運動を起こしてゼロにしましたよね。ああいった市として特色ある保育行政というのをやるときに、今、すみ分けとおっしゃいましたね、公立と私立の。そういったときにそういうことが影響しないのかなと。本当に市でやりたいと思うような保育行政ができるんだろうかということちょっと不安に思うんですけども、そこはいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず1点、この指定管理者制度の導入につきましては、あくまで公立の保育園として運営していくものですから、市の保育方針は曲げないで、それは堅持していただいて。プラスアルファの保育の民間の活力を導入するということで、それは整理をしていきたいと考えております。

あと、市内の民営の保育所につきましては、実は最近、市内の私立の保育園の園長会議というのを正式に立ち上げていただきました。それを通じまして、皆様、先ほど言いましたような共通理解をいただいて、市長が推進します創甲斐教育にもご協力いただいて、協働の精神で運営をしていただきたいと思いますと考えているところであります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、指定管理者導入ということで、ほかにも指定管理者導入の中あるんですけども、5年の一応契約期間ということですね。その指定管理者がいろんなこと、例えばレイアウトにしてもいろんなその、ソフト面のものにしてもそうにすると、大体が5年経過したときに、また新たに募集をかけたときにも、そこでやれば大体、その現在のやっている人というふうな形になるですよ。そうなったときが想定されるんで、先ほど言われたように、市の方針であるとか、例えばそういったことでやっている中で、市のそういうものでもってある程度の施設の面の、そういった市の援助もあるわけですから。ある程度の面で努力する、そういった面の努力の指導であるとか、例えばそういった是正のところのほうを市のほうではどういうふうにするのか。一応保育であっても、教育ということなんで。そういったものの指導とか、そういったものというのをどういうふうに考えているか、ちょっと聞かせてもらえますかね。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 保育園への指定管理者制度の導入は初めてでございますが、私どもも慎重に行ってまいりたいと考えているところでありますが、今までの指定管理者制度の導入をした施設等を見ますと、まず、毎年各担当課がその評価を行います。その中で利用者のアンケート調査を行ってみたり、あと、市の職員が出向いて行ってチェックをしたりということで評価を行って、指定管理者の評価委員さん、外部委託、3名の先生方に行っているんですが、そこで説明、報告をいたしまして評価をしていただいているところであります。

特にこの保育園につきましては、子育ての場でございますので、その辺、今までの施設と違った形、もっときめ細やかな評価の基準をつくりまして、評価をしてまいりたいと考えているところであります。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） そういった評価をするのに、例えば余り長くやって、3年に1回とか5年に1回であれば、是正をするのに間に合わんと思うですよ。そこら辺のところを1年

とか、そういった短期間のものでやって、そういうふうには是正勧告であるとかそういったものができるのかどうか。そこら辺のところもちょっと教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません、説明がわかりづらくて申しわけございません。

毎年評価をいたしますので、それで、文書による是正措置もございますが、口頭による指導等は年に少なくとも3回以上は行いますので、その辺は十分きめ細やかな指導ができるものと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で公立保育園への指定管理者制度導入についてを終了いたします。

会議を再開します。

次に、（7）敷島保育園・敷島子育てひろば外構工事について、子育て支援課担当よりご説明をお願いします。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、引き続きまして、敷島保育園・敷島子育てひろばの外構工事につきまして報告いたします。

資料の18ページをお願いいたします。

まず、この敷島保育園、敷島子育てひろばにつきましては、太陽光発電設置工事につきまして、9月26日入札を行いまして、甲斐市竜王新町の有限会社竜新電気工事と1,186万5,000円で契約を締結いたしましたところであります。工期につきましては3月17日ということで、建築工事と同様となっておりますので、ご報告いたします。

それでは、外構工事につきまして説明いたします。

外構工事につきましては、設計業務委託の履行期限が9月30日でありまして、設計が上がってまいりましたので、その概要を説明いたすところであります。

図面を見ていただきまして、左が県道でございまして、上が北側ということでよろしくお願いたします。

まず、敷地境界であります。市道、それから県道沿いと南側隣接地の一部につきましては、図面左側上段にあります、ちょっと写真で見にくいんですが、フェンスとあります。格

子型のメッシュフェンスでございます。これを設置してまいりたいと考えているところであります。

それから、敷地北側、それから南側の隣地境界についてであります。これは北側がマミーショップさんがございまして、南側には一般住宅があるところでありますが、この隣地境界につきましては、先ほどのフェンスの次の段にあります目隠しフェンスとあります、この写真のもの。この目隠しフェンスを設置し、独立基礎といたしました。これにつきましては、隣接者とお話をさせていただきまして、音とか、それから目隠しが欲しいということでございますので、高さ、それから、物につきましては要望をお聞きした中で選んだところであります。

それでは、各入り口であります、北側、子育てひろば駐車場への入り口であります。県道からの入り口につきましては、ここにあります門扉A、ここに写真がありますが、門扉Aとさせていただきまして。市道部分につきましては、図面の右上側にありますバリカー、いわゆる地中埋立て式のポールでありますけれども、このバリカーを設置いたします。市道側に門扉B、門扉Bというのは左側の一番下のほうに門扉Bとございますが、この門扉B、これを2カ所設置いたしまして、通路を1カ所設置いたしました。通路につきましては、この門扉Bの写真の横に配置してあるものであります。

それから、保育園、子育てひろばとも、駐車場につきましては浸透性のアスファルト舗装といたしたところであります。

それから、保育園の中の通路、えんじの部分であります、えんじの部分につきましてはカラーアスファルト舗装を予定いたしております。

それから、通路入りまして玄関横のシンボルツリー広場、茶色くなっているところでありますが、ここはインターロッキングで、玄関部分につきましては、磁器のタイル敷きといたしたところであります。

玄関近くにつきましては、いわゆるシンボルポイントも兼ねまして、図面の右下、バリカーの下にありますが、風力と太陽光パネルによりまして発電いたします外灯を設置いたします。これにつきましては蓄電池を使用しているために、充電、蓄電が可能でございますので、災害時などにつきましては非常用電源としても活用できるものであります。

次に、園庭であります。園庭につきましては、保育園敷地より1メートル20センチほど低くなっておりますので、芝ののり面で調整をいたしまして、園庭をしたいと思っております。それで、周囲につきましては芝張りいたします。園庭にはブランコ、それから鉄棒、滑り台、

ジャングルジム、砂場などの遊具を設置いたしまして、中央のグラウンド部分、これにつきましては、ご心配いただきました砂ぼこりが立ちにくい材料を使用しましたクレイ舗装、土の舗装であります、クレイ舗装を予定しております。

外構工事の概要は以上であります。

今後、工期等の検討を行いまして、建築工事の進捗状況等調整を図って発注をいたすわけではありますが、交付金の対象となるための条件などから、この12月議会におきまして工事費の補正、それから繰越明許の手続きをお願いすることになるかと考えております。よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、敷島保育園・敷島子育てひろばの建築工事、現在行っています建築工事の現時点の進捗状況につきましては、建築物の基礎のラップル部分の掘削、それから型枠の設置でコンクリートの打ち込み等を進めております。まだまだ始まったばかりではありますが、建築主体工事の進捗率約6%ということで、工程につきましては順調でありますので、ここでご報告させていただきます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で敷島保育園・敷島子育てひろば外構工事についてを終了いたします。

次に、（8）竜王西・北保育園建替え実施設計について、子育て支援課担当よりご説明をお願いします。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、続きまして、竜王西保育園、竜王北保育園の建てかえ事業につきまして報告いたします。

資料は19ページからになります。よろしくお願いいたしたいと思っております。

この両事業につきましては、市内公立保育園及び幼稚園の整備方針におきましては、平成26年度以降の実施予定ということでございましたが、国の交付金を活用するために平成25

年度当初予算に経費を計上させていただいたものであります。

現在まで関係する業務等の発注状況であります。竜王西保育園につきましては、実施設計業務委託と外構工事設計業務委託につきましては、甲斐市の野口一級建築事務所に、建築予定測量業務委託につきましては、甲斐市の雨宮登記測量に、建築予定地地質調査業務委託は甲府市の岩間井戸工業になっております。

竜王北保育園であります。北保育園につきましては、実施設計と外構設計、測量業務につきましては、甲斐市の疾測量（株）、建設予定地地質調査業務は甲府市の株式会社ジオ技研とそれぞれ契約を締結し、現在は両園とも測量と地質調査を終えまして、実施設計を順次進めております。

それでは、ここで実施設計に係る概要をこの資料によりまして簡単に説明いたします。

まず、西保育園の建物概要であります。

西保育園につきましては、建設地は既存敷地の甲斐市竜王1671番地1ほかで、敷地面積につきましては2,618.22であります。鉄骨造2階建てで建築面積約602平米の延べ床面積約990平米、定員は現園と同じく100人を想定しております。

19ページの配置図をごらんいただきたいと思っております。

ちょっと図面のほうがわかりづらくて申しわけないんですが、既存園舎におきまして保育を行いながらも新園舎建設ということでございますので、一部既存園舎の保育室を解体いたします。解体する部分につきましては、図の右上になりますが、点線バツ印、薄くて見にくいんですが、既存園舎解体部分とございます。この部分であります。これは、今現在、4歳児、5歳児の保育室として使っているところであります。

この代替となります4歳児、5歳児の保育室を既存園舎の遊戯室を若干改装いたしまして、保育室といたしたいと考えております。それが左側の白抜きになっております保育室とありまして、点線でバツにしてあるところ、ここに代替の保育室を確保したいと考えておるものであります。

それでは、20ページ、21ページの1、2階の平面図をお開きください。

1階につきましては、事務室、厨房、ゼロ、1歳児の保育室、2歳と3歳児の保育室を配置いたしましたところであります。

建物の特徴であります玄関口につきましては、広くピロティーをとりまして、2階に通ずる階段部分につきましては、園児の作品等を展示できるようなギャラリーを設けました。

それから、厨房であります。厨房は食育推進という観点から、廊下から見学できるよう

な見学窓を設置いたしたところであります。また、隣接する保育室の間仕切りでありますが、間仕切りにつきましては、受け入れ入園児数に柔軟に対応できますよう可動の間仕切りといたしまして、3段階の可動間仕切りを考えているところであります。

2階には4歳児、5歳児の保育室、遊戯室、多目的室を設けました。また、給食の配膳カートと障害児対応用としてエレベーターの設置もいたします。また、敷島保育園同様、プールを平屋部分の屋上に配置したところであります。

そのほか、環境に配慮した機器といたしまして、太陽光発電、LED機器、井戸水を利用いたしました地中熱ヒートポンプを採用してまいりたいと考えております。

22ページ、23ページにつきましては立面図でありますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、続きまして、竜王北保育園の建物概要であります。

建設場所につきましては、同じく既存敷地でございます甲斐市竜王新町653ほかで、敷地面積につきましては3,409.08平米であります。鉄骨2階建てで建築面積約665平米、延べ床面積992平米、これは約であります。定員は現園と同じく90名を想定しておるところであります。

24ページの配置図をごらんいただきたいと思います。

竜王西保育園同様、保育を行いながらの新築園舎となりますことから、一部既存園舎の保育室の解体をいたすところであります。解体部分につきましては、図の左側の上、点線のバツ印の表示であります。既存園舎解体部分とあるところで、ゼロ歳児、1歳児の乳児・ほふく室を解体する予定であります。

この代替といたしまして、この代替保育室を既存園舎の空き室がございます。空き室を若干改装いたしまして、乳児・ほふく室といたすものであります。これが図面右側の点線バツ印のところの乳児・ほふく室と明示してあるところであります。

25ページ、26ページの1、2階平面図をお開きいただきたいと思います。

1階には西保育園同様、事務室、厨房、ゼロ、1歳児保育室、2歳と3歳の保育室を配置いたしました。この園の特徴といたしますと、玄関を入りますと広いホールを設置してございます。園児の作品等を展示できるギャラリーに利用したいと考えておるところであります。

それから、また、L字のところの三角部分であります。これにはゼロから3歳児の幼児が交流できるスペースとして、広く確保したところであります。これにつきましては、第2の

ホールのスペースというふうな利用ができるかと考えております。

厨房につきましては、西保育園同様、廊下から見学できるよう、見学窓を設置いたしました。

2階には4歳児、5歳児の保育室、遊戯室、それと育児相談を受ける相談室も設けました。また、西保育園同様、給食の配膳カートと障害児対応としてエレベーターの設置であります。また、プールは平屋部分の屋上を利用いたしまして配置いたすところであります。

そのほか、特徴的なものいたしますと、太陽光発電20キロワットを考えておりまして、LED機器の採用を考えております。

同じく27ページ、28ページにつきましては立面図でありますので、ご参照いただきたいと思います。

今後の予定であります。

今後の予定といたしましては、両園とも10月中旬には建築確認申請を提出いたしまして、今年度中に建築工事の発注を予定しております。交付金等の都合上、繰越明許の手續などをお願いする中で、平成26年12月ごろの完成を予定しております。また、引っ越しが終わりまして、既存園舎の解体、外構工事など、外構工事の実設計の業務委託結果と建築工事の進捗状況の調整を図りながら、平成27年3月の全体の完成を予定しているところありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ただいま課長のほうから説明がございました。概要書がちょっとないようすけれども、ただいまの説明に対して質疑ありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） どちらも厨房ですか、結構広くとってあります。結構アレルギー、悩んでいるお子さんが多いですね。やっぱりもしそういうお子さんがあった場合の対応ということも考えながらですね、設計をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 次々と建てかえですけれども、築何年になっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、竜王西保育園であります、築48年、昭和48

年の建築物であります。竜王北保育園につきましては昭和49年2月の建物であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ただいまちょっと樋泉委員が早退の旨がございましたから、ご報告させていただきます。
池神委員。

○委員（池神哲子君） これは耐震化ということも入って建てかえですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（池神哲子君） わかりました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で竜王西・北保育園建替え実施設計についてを終了いたします。

次に、その他、子育て支援課よりご報告がございますので、説明を受けたいと思います。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、子育て支援課からのその他の項目でございますが、甲斐市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査につきまして報告いたします。

資料は別冊になります。こんな形でお配りしてあるものであります。

このニーズ調査につきましては、6月に補正予算をお願いいたしまして、経費を計上させていただいたもので、甲斐市子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子育て世帯を対象に支援事業の利用状況や希望を把握するものであります。

お手元の調査用紙につきましては、ゼロ歳から2歳児用と幼稚園児、保育園児用、これは3歳児から5歳児用になります。それから小学生用に分けてございます。

ゼロ歳から2歳児用は、甲斐市の住民基本台帳から同一世帯の重複を避けまして、約1,500世帯を無作為抽出いたしまして郵送依頼するものであります。

幼稚園児、保育園児用、3歳児から5歳児用であります。これにつきましては、甲斐市内に住所を持つ市内の全公立・私立保育園、幼稚園と、市内から20人以上が通園する市外の私立の幼稚園、これは8園が該当するわけですが、この中で弟さん、妹さんのいない園児、園内に兄弟がいる場合につきましては年長児を対象にして調査票を持ち込んで、職員が持ち込みましてお願いいたすものであります。これを約1,200世帯見込んでおります。

小学生用につきましては、各学校のクラスを指定いたしまして、弟、妹のいない児童、校内に兄弟がいる場合につきましては年長児を対象として、学校に調査票を持ち込んでお願いいたすものであります。これを約1,000世帯見込んでおるところであります。

各調査票を見ていただくとおわかりになりますが、相当なボリュームなものとなっております。これにつきましては、国で示された必須調査事項が多いためでありまして、甲斐市の独自の調査事項も盛り込みたかったわけですが、それがちょっと少数になってしまいました。特に市独自の質問事項につきましては、通常お配りしたのがこの1色刷りの黒で刷らせていただいたんですが、ちょっとわかりやすくするように、甲斐市独自のものだけ薄字にさせていただいたんで、ちょっとわかりづらいと思いますが、常任委員会用に薄刷りでお示しいたしました。

ゼロ歳から2歳児用の4ページを見ていただきますと、常任委員会用に薄く刷った部分、問い1、お住まいの地区が薄くなっていると思います。このような部分があります。

10ページを見ていただきますと薄い部分がございます。10ページ、12ページであります。支援事業の利用日数、それから利用時間、要望等を細かく聞きたかったのも、これは甲斐市独自でつくらせていただいたものでございます。

このような形で、甲斐市独自のものはお示しさせていただいております。

この内容、調査内容それぞれ国の必須条項等々がございますので、それぞれご一読いただきまして、ぜひご参考にいただきたいと思っております。

この調査につきましては、今月末に郵送、それから配布を行いたいと考えております。それから、来月中旬に回収いたしまして、集計いたしましたら、直近のまた常任委員会でお示ししたいと思っておりますので、ご承知おきいただき、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上であります。よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願ひいたします。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 10ページからが甲斐市独自のですか。10ページからですか。どこから。薄くなっているところだけ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません。国の必須の項目が多いので、入れたのがちょっと少ないんですが、ここにあるような薄刷りになったところが甲斐市独自で入れたものと、そういうふうにご理解いただければと思います。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○委員（池神哲子君） わかりました。

すごいですね、これ。どういうふうに、全部やるのかしら。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 次に、子育て支援課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今、ちょっとごめんなさい。このアンケートです。大事なアンケートかなと思うんですね。このアンケートを……

○委員長（三浦進吾君） 池神委員、いや、今のじゃなくてほかの、このほかに。

○委員（池神哲子君） ほかにって、もう終わっちゃったの。

○委員長（三浦進吾君） はい。ほかにございましたら。

○委員（池神哲子君） じゃ、いいわ。後で聞く。

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、終了いたします。

以上で子育て支援課関係その他を終了いたします。

次に、次第4、その他に入ります。

当局からその他の報告等がありましたらお願い申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時16分